岡山市 SDGs推進パートナーズ Q&A

[第3版]



令和5年(2023年)10月



1 岡山市 SDGs 推進パートナーズについて

- Q1-1 岡山市 SDGs 推進パートナーズ制度とはどのような制度ですか。
- Q1-2 この制度の狙いは何ですか。
- Q1-3 登録するとどのようなメリットがありますか。
- Q1-4 登録してSDGsの取組を推進することでどのような効果がありますか。
- Q1-5 登録すれば SDGs 達成に向けた取組を行っているという証明になりますか。

2 申請について

- O2-1 申請に必要な書類は何ですか。
- Q2-2 申請できるのはどんな事業者ですか。
- Q2-3 「企業」には法人格を持たない任意団体は含まれますか。
- Q2-4 市外に本社があり、市内に支店・営業所・工場等がある場合、本社で申請できますか。
- Q 2 5 市内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、支店等ごとの申請となりますか。一括で申請することになりますか。
- Q2-6 申請書は、どのように提出すればいいですか。
- Q2-7 郵送、持参による申請書の提出は受け付けていますか。
- Q2-8 申請書は、どのような形式で提出すれば良いですか。
- Q2-9 申請書は、手書きしたものでも提出できますか。
- Q2-10 登録にあたり費用はかかりますか。
- Q 2 1 1 申請の受付期間はありますか。
- Q2-12 申請から、登録、公表までどのくらいの期間がかかりますか。
- Q2-13 登録となる場合、いつ連絡が来るのですか。
- Q2-14 登録の要件はありますか。
- Q2-15 申請内容によっては登録にならないことがありますか。
- Q2-16 登録の有効期間はありますか。
- Q2-17 登録の更新は、どのように行うのですか。
- Q2-18 公益財団法人、一般社団法人、生活協同組合は申請できますか。

3 【様式第1号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書について

- Q3-1 岡山市電子申請サービスで申請する場合、すべての項目を記入する必要がありますか。
- Q3-2 業種は複数選択できませんか。
- Q3-3 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。
- Q3-4 ホームページは作成中ですが、URL欄にはどのように記載すれば良いですか。
- Q3-5 「その他」欄はすべてチェックする必要がありますか。
- Q 3 6 「 2 0 3 0 年の SDGs 達成に向けた経営方針と目指す姿」をどのように設定していいかわかりません。
- Q3-7 「SDGs に関する重点的な取組及び指標」欄について、記載した3つの重点的な取組では、三側面のすべてを満たすことができませんが、申請できますか。
- Q3-8 「SDGs に関する重点的な取組及び指標」欄について、1つの取組で三側面すべてを満たす場合は、重点的な取組はその1つを記載するだけでいいですか。
- Q3-9 「SDGs に関する重点的な取組及び指標」欄に記載した指標の目標値をクリアできなかった場合は、更新時に不利になりますか。
- Q3-10 押印は必要ですか。

- Q3-11 本社が岡山市以外で岡山市内の支店から申請する場合、住所はどのように記入したらいいですか。
- Q3-12 支店から申請する場合、「2030年の SDGs 達成に向けた経営方針と目指す姿」は、「支店の運営方針と目指す姿」に読み替えて問題ないですか。
- Q3-13 支店から申請する場合、「SDGs に関する重点的な取組及び指標」は、支店の取組に限定して記載するという認識でいいですか。
- Q3-14 「SDGs に関する重点的な取組及び指標」欄にある「指標」の項目に記載する3年間の指標は最終目標年を何年にすればいいですか。

4 【様式第2号】SDGs 達成に向けた取組チェックリストについて

- Q4-1 基本項目はすべての項目を満たさなければ登録されないのですか。
- Q4-2 「具体的な取組内容」欄にこれから取り組む内容を記載しても良いですか。
- Q4-3 「具体的な取組内容」欄は、すべて記載する必要がありますか。
- Q4-4 記載例では1つのチェック項目に対して「具体的な取組内容」が複数記載されていますが、すべて満たす必要がありますか。
- Q4-5 「主な SDGs (17 のゴール) 関連項目」は何を意味しているのですか。
- Q4-6 取組レベル「チャレンジ」の項目は3項目以上記載した場合、その他の「チャレンジ」項目で該当しない項目は、空欄で問題ないですか。
- Q4-7 支店から申請する場合、支店で取り組んでいる取組しか記載できませんか。

5 取組状況報告について(【様式第3号】SDGs達成に向けた取組報告書)

- Q5-1 1年ごとの取組状況報告はいつ行うのでしょうか。
- Q5-2 【様式第3号】SDGs 達成に向けた取組報告書の「取組状況」欄は、任意の取組結果について記載すれば良いでしょうか。

6 岡山市 SDGs 推進ロゴマークについて

- Q6-1 ロゴマークは岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録の有効期限以降も使用できますか。
- Q6-2 ロゴマークは商品のデザインに利用したり、商品やサービスの広報物に使用できますか。

7 その他

Q7-1 交付された登録証はコピーして掲示しても良いでしょうか。

1 岡山市 SDGs 推進パートナーズ制度について

Q1-1 岡山市 SDGs 推進パートナーズ制度とはどのような制度ですか。

A 1 – 1 岡山市内で、経済・社会・環境の調和した持続可能な社会の実現を目指す SDGs に取り組む事業者を「岡山市 SDGs 推進パートナーズ」として登録する制度です。

Q1-2 この制度の狙いは何ですか。

A 1 – 2 SDGs の取組の見える化により、「岡山市 SDGs 推進パートナーズ」として登録された事業者の企業価値や認知度が向上することで、SDGs に取り組む事業者の増加や事業の拡大を図り、地域経済の活性化や社会課題の解決につなげることを目的とします。 SDGs 達成につながる事業で得られた収益が地域に還流・再投資される好循環の形成を目指します。

Q 1 - 3 登録するとどのようなメリットがありますか。

- A 1 3 ・「岡山市 SDGs 推進パートナーズ」登録証を取得できます
 - ・岡山市 SDGs 推進ロゴマークが使用できます
 - ・岡山市のホームページで事業者名等が公表されます
 - ・入札参加資格審査において、工事部門の格付等級を決定する際の加点 対象として申請することができます



- ・岡山市市民協働局内の一部の企画競争における加点を受けられます
- ・登録事業者対象のセミナー、マッチング機会に参加できます
- ・岡山市 SDGs 推進パートナーズ応援団が提供する支援メニューを利用できます

Q1-4 登録して SDGs の取組を推進することで、どのような効果がありますか。

- A 1 4 登録事業者が SDGs の取組を推進することで、以下の効果が見込めると考えています。
 - ・SDGs の取組を対外的にアピールでき、企業価値や認知度が向上する →金融機関からの投融資や人材確保の機会が拡大する
 - ・自社の取組と SDGs との関係が明確化され、従業員のモチベーションが向上される
 - ・登録業者同士のマッチングの機会等を設けることで連携が生まれるなど、ビジネス拡大のチャンスが創出される 等

Q1-5 登録すれば SDGs 達成に向けた取組を行っているという証明になりますか。

A 1 – 5 登録要件を満たす事業者には市から登録証を発行しますが、市が登録事業者の SDGs の取組を社会的に証明・保証するものではありません。

2 登録申請について

Q2-1 申請に必要な書類は何ですか。

A2-1 申請には、

- ・「岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書(様式第1号)」
- ・「SDGs 達成に向けた取組チェックリスト(様式第2号)」

の提出が必要です。

様式は、岡山市の公式ウェブサイト「岡山市 SDGs 推進パートナーズ」のページに掲載しています。

(URL: https://www.city.okayama.jp/0000052900.html)

右の二次元コードからも岡山市 SDGs 推進パートナーズのページに入れます→ ■



- Q2-2 申請できるのはどんな事業者ですか。
- A 2 2 岡山市内に、常駐する従業員のいる本店、支店等の事業所を有し、申請日において事業を 行っている企業※又は個人事業主。

※ここで言う企業とは、会社及び会社に準ずる営利法人を指します。具体的には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合等です。

また、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」第2条に規定する「協同組織金融機関」(信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫等)、及び「中小企業組合法」に規定する「事業協同組合」は登録可能です。

- Q2-3 「企業」には法人格を持たない任意団体は含まれますか。
- A 2 3 法人格を持たない任意団体は、「企業」には含まれません。
- Q2-4 市外に本社があり、市内に支店・営業所・工場等がある場合、本社で申請できますか。
- A 2 4 市外の本社からの申請はできません。市内にある支店・営業所・工場等から申請を行ってください。
- Q 2 5 市内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、支店等ごとの申請となりますか。一括で申請することになりますか。
- A2-5 各事業者の状況に合わせ、支店等ごとでも、一括でもどちらでも申請は可能です。
- 02-6 申請書は、どのように提出すればいいですか。
- A 2 6 申請書は、岡山市電子申請サービス、又は電子メールにより提出してください。 【電子申請サービス】

https://x.gd/htgt3

右の二次元コードからも申請受付フォームにアクセスできます→



【メールアドレス】

sdgs_p@city.okayama.lg.jp

(岡山市 SDGs·ESD 推進課の岡山市 SDGs 推進パートナーズ用アドレス)

(メールアドレスをメールソフトに直接コピーすると文字化け等により送信できない場合があります。アドレス入力時は、上記アドレスの「@」を半角に変換した上で、お間違えのないよう入力してください。)

※申請書類は、岡山市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

URL: https://www.city.okayama.jp/0000052900.html

右の二次元コードからも岡山市 SDGs 推進 パートナーズのページにアクセスできます→ 🗖



※申請書のファイル名の頭に事業者名をつけてください

例 「○○株式会社 様式第1号|

※メールのタイトルを「(事業者名)第2期 SDGs 推進パートナーズ申請」としてください。

例 「(○○株式会社等) 第 2 期 SDGs 推進パートナーズ申請」

Q2-7 郵送、持参による申請書の提出は受け付けていますか。

A 2 – 7 郵送、持参による提出は受け付けません。岡山市電子申請サービス、又は電子メールで申請してください。

Q2-8 申請書は、どのような形式で提出すれば良いですか。

A 2 - 8 ファイル形式を変換せずに、

「岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書(様式第 1 号)」は Word 形式、「SDGs 達成に向けた取組チェックリスト(様式第 2 号)」は Excel 形式で提出してください。

02-9 申請書は、手書きしたものでも提出できますか。

A 2 – 9 手書きの申請書は受け付けできません。様式第 1 号は Word、様式第 2 号は Excel のそれ ぞれの入力機能により、申請書を作成してください。

Q2-10 登録にあたり費用はかかりますか。

A 2 - 1 0 本制度への登録は無料です。

O2-11 申請の受付期間はありますか。

A 2-11 令和5年10月19日(木)から令和5年11月20日(月)までです。

Q2-12 申請から、登録、公表までどのくらいの期間がかかりますか。

A 2 – 1 2 受付期間の終了後(令和 5 年 1 1 月 2 0 日)、岡山市が約 1 ヵ月半程度で審査を行い、 登録の可否を決定します。その後、速やかに岡山市 SDGs・ESD 推進課ホームページで登録事業者名等を公表します。

Q2-13 登録となる場合、いつ連絡が来るのですか。

A 2 – 1 3 審査終了後、電子メールで、申請書に記載のメールアドレス宛まで、登録となる旨を連絡 します。

Q2-14 登録の要件はありますか。

- A 2 1 4 ①上記 A 2 2 に該当する事業者であること。
 - ②「【様式第1号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書」に必要事項をすべて記入していること。
 - ③「【様式第1号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書」の「情報共有」及び「その他」欄のすべてにチェックが入っていること。
 - ④「【様式第1号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書」で記入した2つ以上の「SDGs に関する重点的な取組」で三側面をすべて満たしていること。
 - ⑤「【様式第2号】SDGs 達成に向けた取組チェックリスト」に必要事項をすべて記入していること。
 - ⑥「【様式第1号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書」で記入した「2030年の「SDGs 達成に向けた経営方針と目指す姿」と「SDGs に関する重点的な取組及び指標」及び「【様式第2号】SDGs 達成に向けた取組チェックリスト」に記入した取組内容が SDGs 達成に貢献するものであると認められること。

⑦「【様式第1号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書」及び「【様式第2号】 SDGs 達成に向けた取組チェックリスト」に記載した内容及びチェックがすべて真実であること。

Q2-15 申請内容によっては登録にならないことがありますか。

A 2 - 1 5 必要事項が記載されていない、記載された取組が SDGs 達成に貢献するとは考えられない場合等は、電子メールで補正を依頼させていただきます。審査期間内に補正が完了しない場合は、登録されないこととなります。

Q2-16 登録の有効期間はありますか。

A2-16 有効期間は、登録から3年間です。

02-17 登録の更新は、どのように行うのですか。

- A 2 1 7 登録の有効期間満了日の3 0 日前までに、初回の申請時と同様に、「【様式第 1 号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書」と「【様式第 2 号】SDGs 達成に向けた取組チェックリスト」を岡山市 SDGs・ESD 推進課まで提出してください。
- Q2-18 公益財団法人、一般社団法人、医療法人、社会福祉法人、生活協同組合は申請できますか。
- A 2 1 8 企業・個人事業主・協同組織金融機関・事業協同組合等に該当しないため、申請できません。

3 【様式第1号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書について

Q3-1 岡山市電子申請サービスで申請する場合、すべての項目を記入する必要がありますか。

A 3 - 1 様式第 1 号の登録申請書にある「1.登録申請事業者概要」の項目は、岡山市電子申請サービスの入力フォームの内容と重複するため、Word 形式の申請書類に記入せず、フォームに入力してください。「2.2030年の SDGs 達成に向けた経営方針と目指す姿」と「3. SDGs に関する重点的な取組及び指標」の項目は記入が必要です。なお、電子メールで申請する場合は、全ての項目を記入してください。

Q3-2 業種は複数選択できませんか。

- A 3 2 複数選択することはできません。複数の業態で経営している場合は、SDGs の取組を通じて主に P R していきたい業種を選択してください。
- Q3-3 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。
- A 3 3 通常、対外的に公表している従業員数を記入してください。なお、申請者の事業所等のおおよその規模を把握するための項目なので、概ねの人数でもかまいません。
- Q3-4 ホームページは作成中ですが、URL欄にはどのように記載すれば良いですか。
- A 3 4 一旦「作成中」として提出し、公開後に事務局までURLをお知らせください。SNS等で情報を発信している場合は、SNS等のURLを記載してください。
- Q3-5 「その他」欄はすべてチェックする必要がありますか。

A 3 – 5 申請事業者は、

- ・市税等の未納がないこと。
- ・自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体ではないこと。
- ・自らの組織に、同法に規定する暴力団員がいないこと。
- ・その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

が必須要件となっているため、「その他」欄にすべてチェックがないと登録できません。

- Q3-6 「2.2030年の SDGs 達成に向けた経営方針と目指す姿」をどのように設定していいかわかりません。
- A 3 6 記載例を参考にしていただき、SDGs に関する重点的な取組の目標を考慮して設定してください。それでも記入に困る場合は、上記 A 2 6 記載のメールアドレスまで、電子メールでご相談ください。
- Q3-7 「3. SDGs に関する重点的な取組及び指標」欄について、記載した重点的な取組では、 三側面のすべての分野を満たすことができませんが、申請できますか。
- A 3 7 記載していただいた取組3つまたは2つで、三側面のすべての分野を満たす必要があります。他の取組に変更するなどして、必ず三側面のすべての分野を満たすようにしてください。
- Q3-8 「3. SDGs に関する重点的な取組及び指標」欄について、1つの取組で三側面すべてを 満たす場合は、重点的な取組はその1つを記載するだけでいいですか。
- A 3 8 取組は2つ以上記載していただく必要があります。1つの取組で三側面すべてを満たす場合でも、更にもう1つまたは2つ取組を記載してください。
- Q3-9 「3. SDGs に関する重点的な取組及び指標」欄に記載した指標の目標値をクリアできなかった場合は、更新時に不利になりますか。
- A 3 9 指標はあくまでも取組の進捗状況を自己評価するために設定しているものであり、その達成状況によって、更新に影響を与えるものではありません。
- Q3-10 押印は必要ですか。
- A 3 1 0 押印は不要です。
- Q3-11 本社が岡山市以外で岡山市内の支店から申請する場合、住所はどのように記入したらいいですか。
- A 3 1 1 「所在地」「事業所等所在地」は岡山支店の住所、「本社等所在地」は本社の住所を記入してください。
- Q3-12 支店から申請する場合、「2030年の SDGs 達成に向けた経営方針と目指す姿」は、「支店の運営方針と目指す姿」に読み替えて問題ないですか。
- A 3 1 2 読み替えて問題ありません。

- Q3-13 支店から申請する場合、「SDGs に関する重点的な取組及び指標」は、支店の取組に限定して記載するという認識でいいですか。
- A3-13 ご認識のとおりです。
- Q3-14 「SDGs に関する重点的な取組及び指標」欄にある「指標」の項目に記載する3年間の指標は最終目標年を何年にすればいいですか。
- A 3 1 4 1~12月の年次を基準とする場合は、2022年を基準年として2023~2025年 の3年間の目標を記載してください。4~3月の年度を基準とする場合は、2022年度 を基準年度として2023~2025年度の3年間の目標を記載してください。

4 【様式第2号】SDGs 達成に向けた取組チェックリストについて

- ○4-1 基本項目はすべての項目を満たさなければ登録されないのですか。
- A 4 1 そのとおりです。ただし、個人事業主など、事業形態上あてはまらない場合は、「 $\bigcirc\bigcirc$ のため該当なし」と記入してください。($\bigcirc\bigcirc$ には理由を記載してください)
- ○4-2 「具体的な取組内容」欄にこれから取り組む内容を記載しても良いですか。
- A 4 2 問題ありません。その際は、取組予定の内容を記載し、申請日から1年以内の日付で【〇年〇月取組開始予定】と記載してください。
- Q4-3 「具体的な取組内容」欄は、すべて記載する必要がありますか。
- A 4 3 必須項目及びチャレンジ項目3つ以上については、原則、すべて記入していただく必要があります。事業者の業種や業態により、「チェック項目」に対応する取組みを全く行っていない場合は、「具体的な取組内容」欄に「該当なし」と記載し、その理由を必ず記載してください。
- Q4-4 記載例では1つのチェック項目に対して「具体的な取組内容」が複数記載されていますが、すべて満たす必要がありますか。
- A 4 4 記載例は、チェックリストを作成していただく際の参考のために、例示として取組例を複数記載していますが、1つの項目に対して1つの取組でもかまいません。複数の取組を行っている場合は複数記入してください。また、各項目の内容に合致していれば、記載例と同種の取組である必要はありません。実際に各事業者で実施している取組を記入してください。
- 04-5 「主な SDGs (17 のゴール) 関連項目」は何を意味しているのですか。
- A 4 5 各事業者の具体的な取組が SDGs 1 7 ゴールのどの項目に関連しているかを表しています。あくまでも例示ですので、取組によっては他のゴールに該当する場合もあります。
- Q4-6 取組レベル「チャレンジ」の項目は3項目以上記載した場合、その他の「チャレンジ」項目で該当しない項目は、空欄で問題ないですか。
- A 4 6 空欄で問題ありません。
- O4-7 支店から申請する場合、支店で取り組んでいる取組しか記載できませんか。

A 4 - 7 会社全体で取り組んでいる取組は、支店も含まれるため記入して構いません。

5 取組状況報告について(【様式第3号】SDGs達成に向けた取組報告書)

- Q5-1 1年ごとの取組状況報告はいつ行うのでしょうか。
- A 5 1 登録日から1年経過後と2年経過後と3年経過後です。各年ごとの登録日経過後、速やかに「【様式第3号】SDGs達成に向けた取組報告書」を作成し、岡山市 SDGs・ESD 推進課まで提出してください。
- Q5-2 【様式第3号】SDGs 達成に向けた取組報告書の「取組状況」欄は、登録事業者が任意で 選択した取組結果について記載すれば良いでしょうか。
- A 5 2 登録申請時に提出していただいた「【様式第 1 号】岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書」の「3. SDGs に関する重点的な取組及び指標」に記載した取組すべてについて、取組結果を記載してください。

6 岡山市 SDGs 推進ロゴマークについて

- Q6-1 ロゴマークは岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録の有効期限以降も使用できますか。
- A 6 1 ロゴマークは岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録の有効期間内のみ使用できます。岡山市 SDGs 推進パートナーズの登録を更新しない場合は、ロゴマークの使用を中止してください。
- Q6-2 ロゴマークは商品のデザインに利用したり、商品やサービスの広報物に使用できますか。
- A 6 2 ロゴマークは事業者自体をアピールする広報物(ウェブサイト、リーフレット、ポスター等)や名刺には使用できますが、営利目的の商品のデザイン・広報物、営利目的のサービスの広報物には使用できません。

7 その他

- Q7-1 交付された登録証はコピーして掲示しても良いでしょうか。
- A7-1 コピーして掲示することは問題ありません。